

4 山日漁調指示第9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、油いかを使用する釣り漁法の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年12月15日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 濱本 幾男

1 指示する内容

(1) 漁法の禁止

油づけえさ、その他の油性物を利用したえさ又はその擬じを使用する釣り漁法を禁止する。

(2) 禁止する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和5年1月1日から令和7年12月31日まで